

【再公告】2023-2026年度ハラスメント外部相談業務

(公告/公示日：2023年8月2日/公告番号：23a00493) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答(案)
1	P. 4	5. 競争参加資格(共同企業体、再委託について) 2)	電話でもWEBでも英語でご相談をいただいた場合は、通訳や翻訳の業務について再委託を行っておりますが、可能でしょうか？	第2 5. 業務内容(外部相談窓口業務)(4)に記載のとおり可能です。ただし、第1 5. (3)共同企業体、再委託について2)に記載のとおり再委託にあたっては発注者からの承諾を前提とします。
2	P. 11	5. 業務内容(外部相談窓口業務)(2)	専用のメールアドレスとありますが、専用WEBでも宜しいでしょうか？ また、相談員からの返信は必要でしょうか？	機構では、情報セキュリティの観点から、アクセスできないウェブサイトもございますが、機構ネットワークよりアクセスできるウェブサイトであれば可能です。相談員に拘らず、相談を受領した際は、返信をお願いします。
3	P. 11	5. 業務内容(外部相談窓口業務)(3)	英語の相談実績ですが、国内からの相談でしょうか？	海外・国内双方とも、可能性があります。
4	P. 12	5. 業務内容(外部相談窓口業務)(5)	「対応が必要な深刻な事案」となりますが、どのような事案を想定されていますか？	人命にかかわる又は心身に大きな影響を及ぼす場合、機構の社会的信用に著しくかかわる場合等が想定されます。具体的には、契約締結後にすり合わせができたかと考えております。
5	P. 12	5. 業務内容(外部相談窓口業務)(6)①	「平日の就業時間(日本時間 9:30~17:45)の全部または一部を含む週3日以上、各日5時間以上において、」について、当社では12:00-21:00が標準となりますが、問題ないでしょうか。また土日祝日の対応は任意でしょうか。	「(6)実施体制は次のとおり、もしくはこれに準ずるものとする。」とあるように、ご記載の時間帯でも可能と考えます。対応可能な時間帯について技術提案書に記載ください。また土日祝日の対応は任意です。
6	P. 12	5. 業務内容(外部相談窓口業務)(6)①	「メール等による相談は24時間受け付け、原則として翌営業日もしくは翌々営業日までに対応する」 こちらについて、外部窓口から相談者に返答はしない、受付のみで大丈夫でしょうか？	入札説明書に記載のとおり、相談受領に対しては、原則として翌営業日もしくは翌々営業日までにメール受領の確認(返信)を行った上で、初動対応を行ってください。
7	P. 12	7. 成果物及び支払い	報告書につきまして、ご相談毎の報告書送付の有無についてご教示いただきたく存じます。また必要有の場合、当社独自のポータルサイトからのご送付でよろしいでしょうか。	相談毎の報告書は不要です。
8	P. 13	別紙 報告書様式 リファーマ	「リファーマ」という項目がございますが、「こういう相談では、〇〇を案内する」等の、リファーマ情報をご提供いただくことは可能でしょうか。	契約締結後に相談・提供いたします。
9	P. 21	第5条、第6項	「発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。」とありますが、「いつでも」は「受注者の業務運営に支障のない範囲でいつでも」と理解して宜しいでしょうか。	一般的にはその理解で結構です。ただし、緊急を要する等の事情がある限りはその限りではない点もご理解ください。
10	P. 23	第12条、第1項	「・・・業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を・・・」とありますが、業務完了届と業務実施報告書は、従来通り月次の業務実施報告書の提出で充足されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

11	P. 24	第13条、第2項	「発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。」とありますが、弊社からの成果物等は報告書類に限られますので、第2項の解除規程については、「ただし、本契約の成果物等では該当はない。」等の追記のご配慮をご検討頂けないでしょうか。	原則、契約書案に従い契約をお願いしております。
12	P. 30	第26条、第1項、(4)	「実施細則（平成17年細則（総）第11号）」のご提示をお願い致します。	こちらをご確認ください。 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110000019.htm
13	P. 30	第26条、第1項、(7)	「受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、・・・を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。」とありますが、相談記録については弊社で保管し、弊社の個人情報保護規程に規定された期間後に、消去または廃棄致しますのでご了承願います。相談記録には発注者に報告を希望しない相談記録が含まれています。	契約書条項に齟齬のない限り問題ございません。
14	P. 31	第26条、第2項	「発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。」とありますが、「・・・必要があると認めるときは、受注者の業務運営に支障のない範囲で、・・・」と理解して宜しいでしょうか。	一般的にはその理解で結構です。ただし、緊急を要する等の事情がある限りはその限りではない点もご理解ください。
15	P. 31	第26条、第3項	「第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。」については、「・・・前項の規定は、受注者が発注者の保有個人情報を保管している場合には、本契約の業務が・・・」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	P. 31	第27条	サイバーセキュリティ対策に関する規程（平成29年規程（情）第14号）及びサイバーセキュリティ対策実施細則（平成29年細則（情）第11号）の資料ご提示願います。	非公開資料のため契約締結後に開示いたします。